

建築士法に係る行政処分について

株式会社レオパレス21（東京都中野区 社長：宮尾 文也、以下「当社」）は、既に公表しております一連の施工不備問題に関連して、2021年3月29日付けで、愛知県より建築士法第26条の規定に基づき、当社名古屋支店一級建築士事務所が行政処分（12か月間の閉鎖処分）を受けたこと、並びに建築士法第10条の規定に基づき、当社に所属していた元社員の二級建築士1名が行政処分（2か月の業務停止）を受けたことをご報告いたします。

当社としては、今回の処分内容を重く受け止め反省し、このような事態を二度と発生させることのないよう、努めてまいります。また、上記二級建築士に対する処分に関しても、一連の施工不備問題に係る建築士への処分は“会社”に対して下された処分と受け止めております。今後はより一層コンプライアンス体制を強化すると共に、法令を遵守し、適切に業務を行ってまいります。

オーナー様や、入居者様・お取引企業様をはじめ、関係各位にご心配・ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

オーナー様	フリーコール	0120-082-991	（受付：10:00-18:00 定休日 土日祝）
入居者様	フリーコール	0120-590-080	（受付：10:00-18:30）
株主様	IR推進室	050-2016-2907	（受付：9:00-18:00 定休日 土日祝）
報道機関様	広報グループ	03-5350-0445	（受付：9:00-18:00 定休日 土日祝）